

青森県剣連第50号
令和3年4月5日

各支部長・学校長・関係団体の長様

青森県剣道連盟
会長 増田知幸
(公印省略)

剣道中央講習東日本伝達講習会の開催について（案内）

のことについて、下記により開催致します。

つきましては、管下の関係者の参加について周知して下さるようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和3年5月16日（日） 8時30分受付、9時開講式、16時終了予定。
- 2 会 場 弘前海洋センター
- 3 講 師 鹿内 修教士
補助講師 工藤清行教士、前田正寿教士、会津 信教士、二階幸喜教士
- 4 対 象
 - (1) 当連盟会員で三段以上（高校生を除く）の指導者
 - (2) 中・高校部活動顧問・外部指導者（三段以上）
 - (3) スポーツ少年団及び道場指導者（三段以上）
 - (4) 当連盟会員で本年昇段審査を受審予定の者（20歳以上）
- 5 内容等 (1) 伝達事項講義、指導法、日本剣道形 (2) 審判法、稽古
- 6 申 込 4月30日（金）まで、別紙申込書様式で事務局長へFAX・メール（メールの場合は、いつ送ったか連絡下さい。）又は郵送で提出願います。
「〒030-0903 青森市栄町1丁目7-8 時吉重雄」あて。
- 7 受講料 一人3,000円【当日納入のこと、（内500円は国体協力金）】
- 8 その他
 - (1) 筆記用具、剣道具、木刀（大・小）を持参すること。
 - (2) 全剣連29.4.1発行の「剣道講習会資料（薄青表紙）」及び平成31年4月1日発行の「剣道試合・審判規則・同細則」「運営要綱の手引き」を持参すること。無い場合は申込書で注文すること。（実費を当日受付で納入してください。）
 - (3) この講習会では昇段の受審資格及び公認審判員継続資格が得られますので、「公認審判員証カード」をお持の方は忘れないよう持参願います。
なお、一年以内に実施される講習会（計3回）のいずれかを受講しない場合は、昇段受審の受理をしません。（20歳以上：県剣連の審査規則第2条第7項第3号）
 - (4) 参加者は健康管理に留意し、けがの予防につとめ、予めスポーツ傷害保険等に加入するなど対策を講じて下さい。
 - (5) 申込書に記載された個人情報は剣道普及発展のため必要なつど最小限の情報を当連盟のホームページやマスコミ等に提供することがあります。

担当 事務局長 時吉重雄
FAX 017-741-2170
TEL 090-8788-0832
E-mail tokiyoshi@nittogishi.co.jp

令和3年度東日本剣道伝達講習会(津軽)日程表(案)

日時 令和3年5月16日(日)

会場 弘前海洋センター

主催 青森県剣道連盟

5月16日(日)		
	項目	内 容 等
	8:00 準備	正面席17、国旗、連盟旗、受付(担当:局長・次長・会計)、特命係、大学生
	8:30 受付	(坪田・竹内・藤田・森) ~ 受審者カード提出させる
	8:40 講師打合せ	講師打合せ(師範室:会長、助言者、講師2、理事長、事務局長)
	9:00 開講式	会長挨拶、講師紹介、事前連絡[剣道着、防寒、垂、資料、筆記具] 伝達講師:鹿内教士 助言者:山野辺範士、長内範士
	9:10 講義	講師配付資料(中央講習会において伝達された内容)
	9:40 講義終了	
	9:50 日本剣道形	所作、構え等の要点、実技
	11:55 日本剣道形終了	
	12:00 昼食・休憩	
	13:00 審判法	要点、実技
	13:30 審判法終了	
	13:40 指導法	木刀による剣道基本稽古法
	15:10 指導法終了	総括:助言者、質疑応答
	15:20 稽古	指導稽古(七段以上元立)
	16:00 終了	
	16:10 終了・閉講式	講評(指導助言者代表)、会長あいさつ
	閉講式・終了後	諸連絡・受講カード受領

- 1 役 員 名誉会長、会長、副会長、理事長、事務局長、事務局次長、会計2、事業部長、広報部長、救護班
- 2 伝達講師 鹿内修教士
- 3 助言者 山野辺辰美範士、長内淳介範士
- 4 指導助手: 工藤清行教士(講習部長)、前田正寿教士、會津 信教士、二階幸喜教士

提出月日:令和3年 月 日

剣道中央講習会 東日本伝達講習会申込書 [R3・5・18、弘前海洋センター]

申込記入者氏名:

連絡先電話番号:

所属支部

※注文は○印

No.	氏名	年齢	性別	称号段位	連絡先電話	現住所 職業・勤務先	講習会資料注文の有無600円	試合審判規則細則注文の有無500円	運営要領の手引注文の有無300円	木刀による剣道基本稽古法:注文の有無600円	体育授業の展開注文の有無1100円
1						〒					
2						〒					
3						〒					
4						〒					
5						〒					